

# 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者スマイル基金という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く消費者の利益のため消費者団体訴訟制度を担う消費者団体などの公益的活動に対し、財政的に支援することにより、公正かつ健全な市場の形成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成
- (2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成
- (3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成
- (4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成
- (5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は非営利団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この基金の活動を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 前項の申込みがあったとき、理事長はこの入会申し出を理事会に諮り、正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は理事会において別に定める会費を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は、会員である団体が消滅したとき
- (3) 会員が正当な理由なく2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。但し、既に納付のあった会費については返還しない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に弁明の機会を与えた上で理事会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表しその業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次にあげる業務を行う。
  - (1) 理事の業務の執行状況を監査すること
  - (2) この法人の財産状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は、所轄庁へ報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合、その当該総会が終結するまでを任期とする。また、後任

の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があることと認められるとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員の実任の免除)

第19条 この基金の役員はその任務を怠り法人へ損害を生じせしめたときは、任務懈怠があったとして、役員は法人が負った損害について賠償責任を負う。ただし当該役員の実任は、当該役員が職務を行うにつき善意であり重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の実任の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 前項の法令に定める最低責任限度額とは、当該役員等がその在職中にこの基金から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの 四

- (1) 理事会の決議によってこの基金の業務を執行する理事として 選定されたもの

(2) この基金の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）

(3) この基金の使用人

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二

(顧問)

第20条 この基金は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この基金の事業について、理事長の諮問に応じる。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 役員を選任及び解任

(5) 役員の職務及び報酬

(6) 解散における残余財産の帰属

(7) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、各事業年度1回、開催する

2 臨時総会は次にあげる場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は理事長、もしくはその指名する正会員がつとめる。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等のものとする。

- 2 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次にあげる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくはその指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(持ち回り議決)

第37条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### （解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### （合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### （公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

### 第9章 事務局

#### （事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

第57条 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### （組織及び運営）

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員ならびにその役職は、以下のとおりとする。

理事長 阿南 久 (一社) 消費者市民社会をつくる会 代表理事  
副理事長 樋口 一清 法政大学教授、内閣府消費者委員会委員  
理事 石戸谷 豊 弁護士、  
元日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長  
理事 小澤 吉徳 司法書士、日本司法書士会連合会常任理事  
理事 河野 康子 (一社) 全国消費者団体連絡会共同代表・事務局長  
理事 高 巖 麗澤大学教授、元消費者支援基金運営委員長  
監事 井上 喜之 公認会計士  
監事 鈴木 敦士 弁護士

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2018年度の総会の終了までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人設立の日から、2017年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

- |          |       |    |          |      |
|----------|-------|----|----------|------|
| (1) 正会員  | 個人会費  | 1口 | 1,000円を  | 3口以上 |
|          | 団体会費  | 1口 | 10,000円を | 1口以上 |
| (2) 賛助会員 | 非営利団体 | 1口 | 10,000円を | 1口以上 |
|          | 営利団体  | 1口 | 50,000円を | 1口以上 |